

令和2年10月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和2年10月結城市教育委員会定例会

- 日 時 令和2年10月23日（金曜日）
- 場 所 結城市役所 第1委員会室
- 出席委員 小林仁教育長
北嶋節子委員（教育長職務代理者）
中村委員
岩崎勤委員
赤木信之委員

○教育委員会事務局

教育部長 飯田和美
次長兼学校教育課長 佐山敦勇，給食センター所長 柳澤教夫，
参事兼指導課長 鶴見力男，生涯学習課長 斉藤伸明，
スポーツ振興課長 駒井勝男，
学校教育課学務係長 和泉田真

1 付議案件

- (1) 議案第27号 結城市教育事務評価委員の委嘱について
- (2) 議案第28号 結城市指定文化財の指定について

2 報告事項

- (1) 報告第19号 教育長報告
- (2) 報告第20号 インフルエンザ等の感染症疾病による学級閉鎖に伴う給食費減額の取扱い変更について
- (3) 報告第21号 結城市民情報センター・ゆうき図書館，結城市民文化センター及び結城市鹿窪運動公園施設の指定管理者候補者の選定について

- 学校教育課長 教育委員会を始めさせていただきます。
小林教育長より開会宣言をお願いいたします。
- 教育長 それでは、本日の出席委員は4名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年10月教育委員会定例会を開会いたします。
議事に入る前に、定例会の会議録署名議員を指名いたします。
岩崎委員に署名をお願いいたします。
それでは、これより議事に入ります。
次第の2、議案上程は2件でございます。
議案第27号につきましては、人事案件でございます。委員の皆様、結城市教育委員会会議規則第15条の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。
(はい)
- 教育長 ありがとうございます。
それでは、非公開といたします。

◎議案第27号 結城市教育事務評価委員の委嘱について

<非公開>

<非公開部分削除>

◎議案第28号 結城市指定文化財の指定について

- 生涯学習課長 続きまして、議案第28号 結城市指定文化財の指定について、事務局より提案説明をお願いいたします。
では、3ページになります。
議案第28号 結城市指定文化財の指定について。
上記議案を提出する。
令和2年10月23日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。
4ページをご覧ください。
結城市指定文化財の指定について。
下記の文化財について、結城市指定文化財に指定する。
1、文化財の名称、①結城作出土木棺、員数1点、区分、考古資料、管理者、所在地ともに結城市大字結城7473、しるくろ一ど3階、結城市教育委員会。
②、名称、結城廃寺跡出土塑像、員数16点、これは衣紋部3点、右足部1点、蓮華座9点、頭髮3点、区分、考古資料、管理者、所在地ともに結城市大字結城7473、しるくろ一ど3階、結城市教育委員会。
2、申請者の氏名または名称及び住所、所有者名称、結城市教育委員会。
住所、結城市大字結城7473、しるくろ一ど3階、結城市役所駅前分庁

舎。

3, 申請年月日, ①, ②とも, 令和2年8月12日。

5ページになります。

4, 結城市文化財保護条例に基づく諮問及び答申。

諮問, 令和2年9月23日。

文化財保護審議会の開催, 令和2年10月9日。

答申, 令和2年10月13日となっています。

こちらの2件の文化財につきましては, 8月の定例教育委員会におきまして, 教育委員会所蔵の木棺並びに結城廃寺跡出土塑像の指定につきまして, その是非を結城市文化財保護審議会のほうに諮問するという事で議決をいただきました。それを受けまして, 6ページになりますが, 10月9日に結城市文化財保護審議会を開催しまして, 2件の文化財について指定の是非について審議した結果, 2件とも, 結城市指定文化財に指定されたいということで答申がありましたので, それを受けまして, 今回, 教育委員会のほうに指定について諮るものであります。

なお, 今回の指定として議決をいただく場合の指定年月日につきましては, 最終的には告示の年月日が指定の年月日ということになります。

以上です。

教育長 　　ただいま事務局から議案第28号の説明がございましたが, ご質問等ございましたら, お願いいたします。

中村委員, お願いいたします。

中村委員 　　私, あまり文化財分からないんですけども, 木棺というと, 木棺とは何でしたか。前にも何か絵でありましたけれども。

生涯学習課長 　　こちらの写真がありますけれども, 古墳の埋葬施設で, いわゆる木で造った埋葬施設のちょうど底の部分になります。

中村委員 　　棺おけの棺。

生涯学習課長 　　そうです。

中村委員 　　もう一ついいですか。

今, しるくろ一どに保管してあるということですよ。この後はどこに。

生涯学習課長 　　この後は, 駅前分庁舎のほうから市庁舎のほうに移りますので, その際に住所変更, 所在地の変更ということになります。

現在はいくまでも, まだ, しるくろ一ど, 教育委員会ということになりますので, こちらの住所で指定ということにしておいて指定して, 庁舎移転に伴って所在地変更ということになります。

中村委員 　　それは文化財, そのほかにもたくさんあると思うんですが, そういったものをまとめて部屋に置くのか, あるいは, それとも展示とかそういった関係で保管状態が見られるんですか。

生涯学習課長 　　展示につきましては, 専用の展示施設というのがありませんので, ただ, 市の指定ということになりますので, 何らかの機会を設けて, 場所等も蔵美館とか, あるいは市庁舎の一角とかで公開する機会, 市民の皆様公開

する機会というのは設けたいというふうに考えております。

中村委員 整理とか大変でしょうけれども、ぜひ一般の市民の方にも見ていただけるという、やっぱり結城市の文化というのをこういうところからも発信していくのもいいかなと思います。ありがとうございます。

教育長 そのほかございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 よろしいですかね。質疑がなければ、議案第28号についてお諮りいたします。

議案第28号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手満場。それでは、議案第28号は原案のとおり決定いたします。

この後、告示をしていくと。

生涯学習課長 そうですね。最終的に告示をします。それが指定年月日ということになります。

教育長 それでは、この後の告示のほうへ向けての対応をお願いいたします。

◎報告第19号 教育長報告

それでは、次に、次第の3、報告事項に入ります。

案件は3件でございます。

報告第19号は教育長報告になりますので、私から報告をいたします。

お手元の資料、7ページ、8ページをお開きください。

報告第19号 教育長報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和2年10月23日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

8ページにお進みください。

1、令和2年度指導課計画訪問、教育委員訪問ということで、委員の皆様にも都合のつく範囲で訪問いただきまして、ありがとうございました。一応、例年であれば、1学期、夏休み前に計画訪問を実施し、年間の方向性等を確認していたところでございますが、今回はコロナの状況でございまして、夏季休業後の計画訪問、また教育委員さんの訪問を兼ねさせていただいて実施したところでございます。

学校の系統につきましては、校長、教頭、教務主任等から説明をいただき、その後、授業参観の全体会の中で指導主事から授業等についての指導、そして社会教育実習については2校ほど同行いただいたところでございますが、家庭教育の推進について助言をいただき、指導課長のほうからは①から⑤の内容について、県の方向性、さらには結城市の方向性について各学校に確認、指導、助言を行ったところでございます。

私は、同行させていただいた中で、働き方改革ということで、タイムマネジメントというようなことで、短時間ではございますが、各学校の取組を確認の上、さらなる推進をお願いしたところでございます。

4番のところに、市内小中学校留守番電話対応、働き方改革の一環として、4番のところに9月から小中学校全校で留守番電話の対応もスタートしたところでございます。この辺も踏まえ、各学校での在校時間というんですか、そういうものについての意識をさらに改革していくというようなことで、現在進めていただいているところです。かなり成果が上がってきているなというふうなことを感じているところでございます。

2の学校行事における「いばらきアマビエちゃん」の利活用ということで、これは県のほうの条例等が定められまして、その中で、実際には小中学校は対象としてはなっていないんですが、県の教育長のほうから、学校の行事等で保護者等不特定多数の方が学校にみえるような行事のときには、積極的に活用してほしいというような依頼がございまして、例えば就学時健康診断、家庭教育学級、運動会、授業参観、学校説明会、卒業式など、様々なこれからの行事等の中で保護者に呼びかけていく、そのための登録も各学校で実施したところでございます。

別冊の資料のほうで、進んでアマビエ、必ずアマビエというようなことでの啓発資料が県から出されているものでございます。裏面に各学校の施設が、感染防止対策宣誓書ということで、各学校、これは結城小学校のものでございますが、各学校とも登録を教育委員会のほうでしまして、各学校で行う行事は、このような学校名が入ったもの、そして、一般の体育施設で、体育館とか中学校では武道場、そういうものを団体に貸し出ししていますので、そちらの貸し出しのほうは体育館であるとか武道場とかという文言が入った宣誓書をそれぞれの施設に提示しているところです。

このようなQRコード、二次元コード、こういうものを参加した方に読み取っていただいて、そしてその行事以降に、その行事の際に陽性になった方が出た場合とか、そういう場合には、その行事に参加していた方々にメール等で知らせていくというようなシステムでございます。様々な今後の学校行事ばかりでなく、市のいろんなイベントでも同じような対応をしていくところでございます。

保護者の方のご協力をいただきながら、この宣誓書に出ている二次元コードを読み込んでいただいて登録をいただくというようなことで、現在も進めているところでございます。

続いて、3番のいばらきオンラインスタディ動画作成、これは県のほうから、先ほどのアマビエちゃんの次の資料になりますが、小中学生向け授業動画、いばらきオンラインスタディの動画作成配信プロジェクトということで、学校休業中に既に1,000本ほど、各学校の先生や教育委員会の指導主事等がつくった動画が配信されていたところでございます。茨城県独自で。それを今度は小学1年生から中学3年生まで、1年間に学習す

指導課長
教育長

る内容、国語、社会、算数・数学、理科、英語、それを今年度末までに全て分担をして、市町村ごと分担をして、各学校の先生方に動画として配信できる動画作成の依頼が来たところでございます。非常に学校の勤務の厳しい中で、さらに新たな依頼があって、各学校で何とか分担のあるところを進めていくというようなことで、現在、2学期になってから具体的な作成になるかと思うんですが、進めているところでございます。

結城市においては、中学校では社会科、1年生の地理の内容を、他市のところと3市、分担は結城市のほかに筑西とか、もう一つあったか。

下妻だったと思います。

下妻、その3市で、今度1年生の地理を分担して、動画として作成する。

小学校については5年生の国語、これについて同じように分担しながら、各学校にお願いしてつくっていくというようなことで、かなり先生方にはいくら授業をつくるというのが専門性があるにしても、かなり負担をおかけするような状況ではあります。ただ、県内一斉にこれをやるという県の教育長の県議会での答弁等がされて、この事業が急遽動いたというようなところがございます。学校での様々な相談体制をとりながら、教育委員会も一緒になって進めていきたいというように考えているところがございます。

4番については、先ほどお話をしたとおりでございます。

3校行事等で、今年度は委員会のほうでもお世話になった学期の変更というようなことで、1学期の終業式が10月30日、そして2学期の始業が11月2日というようなことで行われるところがございます。

2番の県西の新人体育大会の結果ということで、その結果を踏まえて県大会が10月27日から30日に、また県大会のほうに参加できる競技については参加をしていくというような状況でございます。これも先ほどのオンラインスタディの次の資料のほうに、県西大会の結果一覧というようなことで学校名が、ここに出ているチームが1位から3位ということになっていますが、実際にはさらに多くのチームが出られる種目もあるというところがございます。ただ、この結果で、かなり結城市の生徒たちも新人戦で活躍をしていたと。

さらに、ここにはございませんが、過日、県西の駅伝大会が実施されまして、県西運動公園のほうで実施されたところで、結城中の男子、女子が予選を突破して県大会出場と。結城市からは結城中学校の生徒だけが参加したところでした。陸上部があるということと参加したい生徒について、練習等を行いながら、駅伝等のほうも結城中学校が参加したというところがございます。

また、次の裏面の、また別紙のほうには、各学校の団体と、それから個人戦の資料なども併せて付けさせていただきました。さらには、県中学校新人大会の陸上部関係、陸上のほうでも県大会が既に開催されておりますので、その結果を資料として添付してございますので、後でご覧いただい

ればと思います。非常にこのコロナ禍の中で、結城市の中学生の活躍が素晴らしい状況だということでご報告をさせていただきます。

資料については以上でございます。

8ページのほうにお戻りいただきまして、3番、運動会、または中学校は体育祭そのものは実施しませんで、スポーツフェスティバルというようなことで、中学校については一応、部活動の行進は3中学校ともやると、それ以外の内容については各学校の創意工夫で実施していくと。

小学校については、午前中の実施にして、運動会の縮小版というような形で密を避けるような工夫をしながら、各学校の計画により実施されるところでございます。3日、5日、7日、20日というようなことで実施されるところでございます。来賓とかそういう部分については、今回はご案内しないというようなところでございます。もし様子等を見てみたいと、コロナ対応なんかもございますので、そのような場合には連絡をいただければ、全然見ていただく分には問題ないかと思っておりますので、ご連絡等をいただければと思います。

4番の3世代交流については、結城小と江川北小が現在、実施の方向で内容等を精査しながら実施していくというようなことで、現在検討中だということでございます。

5番の「祭りゆうき」のときに、今までは作品展を並行して実施していたところなんですけど、今年度は「祭りゆうき」そのものも1日にして、ダンスだけをアクロスで行うということでございます。作品展は中止、または公開中止、さらには、「手をつなごう」からの作品展については、別日で、密にならない日を設定して、情報センターのほうで実施するというようなことで変更になっているところでございます。

6番の結城市庁舎開庁ということで、そこにスケジュール等を記述したところでございます。開庁セレモニーについては、中学生等に、中学生、それから小学生、代表の児童生徒にテープカットやくす玉割り、そういうものを依頼したいというようなことで、担当課から連絡をいただいたところでございまして、この後、各学校のほうにその旨をお伝えしながら、協力をいただく方向で進める予定でございます。

以上、教育長報告をさせていただきました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

中村委員、お願いします。

中村委員

いばスタについてですが、オンライン、これかなり、私、これまで知らなかったんですけども、かなり先生方苦勞して、今つくられた部分の1,000本……

教育長

1,000本、もう配信されておりますので。

中村委員

3,000, 4,000を目指して、すごいと思うんですけども、すごいね、先生方が関わって。

これは例えば、児童生徒たちが学習に参考にするものかなと思ったり、

学校でこれをオンラインでというと、家庭でということを目途にしている
んでしょかね。

それと、例えば私たち一般の人は、これをアクセスしてダウンロードで
できるのかとか、アカウントなどをつくるのかとか、実際に視聴するには児
童生徒と学校とか、利用するにはどういうふうにしてやればいいのか。

指導課長

今現在なんですけれども、茨城県の教育委員会ホームページで、簡単に
見ることができますので、アクセスするとかダウンロードとかそんな難し
いものではなく、小学校5年生の何の教科書の何々というところをやれば、
その授業がすぐ即座に見られる。

内容的には、全く、いろんな会社の教材があるにしても、全ての授業が
こういうふうに進められるということがそこに網羅されていまして、それ
があと3,000本で、全ての授業がそこで拝聴できる。例えばご家庭に
いて、この前の臨時休校中に、子供たちが自分の学校の教科書の、例えば
中学校1年生の社会科を結城市がつくっているわけなんですけど、その単
元のアジア州について見てみようやると、ある先生がそこで授業をやっ
ているわけです。その授業に従って、教科書で自分で自学を進めていくと
いう、そういうふうなことをやっています。

中村委員
指導課長

じゃ、もう県の教育委員会にアクセスするとすぐ、検索できるんだね。

これは全国になりますので、例えば栃木県の先生は何の努力もなくとい
ったら申し訳ないんですが、同じ会社を使っていれば、栃木の子たちも今
現在は見られちゃうような。

教育長
指導課長
教育長

現在は見られる。

現在は見られるんですね。

この後は。

指導課長

今後は、やっぱりパスワードであるとか、一人一人の子供たちの登録さ
れたものに対して見られるようになっていくのではというふうには計画を
立てているようであります。

中村委員

分かりました。

今、私、言いかけたのは、何か情報センターの1階にテレビがあるんで
すよね。あれケーブルテレビだと思うんだけど、あそこで何か授業を
やっている風景が流れていたんだよな。あれは関係ないのかな。

指導課長

あれはケーブルテレビ独自でつくっている、塾の先生がやっているやつ
です。

中村委員
教育長

そこはリンクしていないのね。分かりました。

今現在は、1,000本については誰でも見られます。もうトップペー
ジからすぐ入れます。ただ、今後つくる3,000本も含めて、どのよう
な取扱いにしていくかは、今後の本庁がどういうふうに茨城が考えるか
ということなんです。

これは、小山市なんかからは、これを使っていいかというようなことで
教育長から電話があって、本庁へ電話して許可を得て、それをコマーシャ

ルしていただいたようなところもございます。

中村委員

すごいですよね。これ画期的だと思います。

今こういったものがどんどんネットで、前に私なんか関わっていた理科ネットワークなんかはだめになっちゃったんですね、配信が。あと、研修センターに直接アクセスしても、あまりぱっとしたのではないんだけど、これは県の教育長の素案というか、すごいですね。それをまたやってしまうところがすごいですね。今はやっぱり能力が高いんだ、基本的に、先生方もね。

教育長

そういう事業が動き出しているということです。

そのほかございますでしょうか。

赤木委員さん。

赤木委員

計画訪問等、同行させていただきました。ありがとうございました。本当に各学校で働き方改革等が進んでいて、本当に前向きな取組をやっていらっしゃるなど感じました。

その中で一つ、ちょっと気になったことなんですが、4番の小中学校留守番電話対応というのがございますね。この留守番電話についてはいいと思うんですけども、緊急時の対応はどのように対処していくのか。例えば塾の帰りに中学3年生が交通事故になっちゃった、そのときに保護者から学校にどういうふう連絡をとったらいいのかなんていうことについては、どういうふうに対応されているのでしょうか。

指導課長

実際に文書をもって、どこどこにというような代表電話を出しているわけではないです。ただ大半の保護者に関しましては、学級担任と直接つながられるものもっておりますが、そこら辺からの学校への連絡ということが多くこれまでもあったということです。

赤木委員

個人的な対応ということになるんですかね。ありがとうございます。

教育長

これを導入するというのは、実際に子供たちが自宅へ帰って、それでこの時間までにはいろんなやり取りはある程度は済んでいると。実際に学校が際限なく電気をつけて、いつでもやっているような体制というか、本当はこの時間に会議をやってはいけないんでしょうけれども、打ち合わせだ、会議だ、授業の準備をやっているときに、どんどんこういう時間まで電話がかかってくるというのはちょっと、家庭の協力をいただきながら、もっと早い時間帯で連絡をとったりできれば、教員の在校時間とかそういうものももう少し効率的にいろんな作業が進められてつながっていくんじゃないかというような、これは文科省のほうでもこういう事例をどんどん奨励しているところでございます。

中村委員

関連していいですか。

教育長

はい。

中村委員

ちょっと興味があるんだけど、その留守番電話の時間帯に外部から電話が入りますよね。そうするとアナウンスがきつと流れるんだと思うんだけど、そのアナウンスの内容は具体的にどういうアナウンスが流れ

るんですか。

指導課長

昨年度までは、結城東中学校と結城小学校が事例的に実際に1年間やったわけなんですけれども、そのときには留守番電話の中に録音機能をつけてありまして、その録音で内容的なところを吹き込んでもらって、次の日に確認というような形になるわけだったんですが、今年度に関しては録音機能というものをとっている学校が多くありまして、営業時間じゃないですけれども、業務が終了しておりますので、翌日のご連絡をお願いしますというような程度になっております。

中村委員

たまたま私、高齢者講習、車の免許の件だけれども、きたときに、直接電話するんですよ、教習所に。電話したら、何時になっても留守電で業務外ですと。私はその日、休みだということを知らなかったんだよね。何時から業務が始まるのかなと思ってずっとやっていたら、それで10時過ぎてもだめなので、これはおかしいと思って、知り合いの自動車学校の先生に聞いたら休みだと言われて。だから、そういうところまでは何かそういうアナウンスで知らせてもらえないのかなと思って。そこで本日休みですとか一言入れば、ああそうかというのが分かるんだけど。それで聞きました。

赤木委員

これは、土日はもう完全に留守電対応になっちゃうわけですね。

指導課長

金曜日の夕方にセットするわけですので、月曜日の朝、解除するということになります。

教育長

ようやく学校も留守電が、一般的に家庭と同じように入ったというふうな理解をいただく。近隣では、下妻市が早かったのかな。

北嶋委員。

北嶋委員

終業式が10月30日となっているんですけれども、いわゆる通信簿をここでもらうということですよ。

教育長

そうです。ここで通知表を、30日の終業式です。

北嶋委員

うちの孫なんかは、もともと2学期制なんですけれども、9月中頃ぐらいにもらったんですけれども、算数、国語、理科、社会の4教科だけで、英語とかほかの教科は全部評価がなしというのでいただいてきたみたいなんです。結城市なんかは、全部英語も、ほかの教科も全部評価するんでしょうか。

指導課長

今回の通知表に関しては、前期、6月9日から学校再開ということで、そこからの評価になるわけなんですけれども、通常の2学期制というと、本来4月からスタートしていれば、9月30日で一回切れて、10月から後期というんですが、6月から再開されたということで、今年度に関して結城市は10月末をもって1学期としたわけです。この10月末までであれば、全ての評価について履修できましたので、全ての教科を実施したということで評価をする。

ただ、音楽の器楽であるとかというところを今回出せないというふうなことがあるかもしれないということで、各学校対応ということになって

おりますので、出せないような判定別のところは、斜線で対応していただくようお願いしております。

北嶋委員
教育長

分かりました。
そのほかございますか。
(発言する者なし)

教育長

報告についてはよろしいでしょうか。
(はい)

教育長

ありがとうございます。
教育長報告については終わりいたします。

◎報告第20号 インフルエンザ等の感染症疾病による学級閉鎖に伴う給食費減額の取扱い変更について

続きまして、報告第20号 インフルエンザ等の感染症疾病による学級閉鎖に伴う給食費減額の取扱い変更について、事務局より説明をお願いいたします。

センター所長

それでは、9ページになります。

報告第20号 インフルエンザ等の感染症疾病による学級閉鎖に伴う給食費減額の取扱い変更について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和2年10月23日提出，結城市教育委員会教育長，小林仁。

資料10ページ，11ページになります。

インフルエンザによる学級閉鎖に伴う給食費返金の経緯につきましては、平成22年度の新型インフルエンザの流行に伴う学級閉鎖により、何度も給食を実食していないにもかかわらず、給食費の減額がないことから、保護者からの問い合わせや要望などにより、給食費の計算を教育長が必要と認めた場合を適用して、平成23年1月から実施してまいりました。

学校から給食センターに学級閉鎖の連絡を受けた日の翌々日から閉鎖となった日数にかかわらず、1日単位まで給食の提供を受けない日を減額して返金してまいりました。

今回、本日の資料にもありますとおり、児童生徒へ現金を返金することによる事件、事故を防止する観点から、また学校現場の業務改善で、可能な限り学校で現金の取扱う機会を削減するため、返金の取扱いを廃止することといたしました。

なお、廃止に当たりましては、8月24日に開催しました学校給食センター運営審議委員会、それと9月15日に結城市PTA連絡協議会の理事会、10月1日の校長会の各会議におきまして説明をしまして、廃止の賛成を得ているところでございます。

変更後につきましては、給食センターの給食費に関する規則第2条になります「病気または事故、その他の事由で給食を受けない日が引き続き5

日以上の場合」を適用しまして、給食費月額から提供を受けない日を減額する方法を運用することとしております。

適用日につきましては、10月7日からとしております。

資料11ページによりまして、学校を通じて保護者宛てに通知をしております。

以上、報告いたします。

教育長

ただいま事務局から報告がございました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

もう既に保護者のほうに通知を出させていただいたということで、何か出した後の保護者からの問い合わせとか、何か反応はございましたか。

センター所長

センターのほうには特に連絡はないです。

学校教育課長

学校教育課にもありません。

教育長

特段、それはないと。かしこまりました。

岩崎委員。

岩崎委員

学級閉鎖で返金ということですがけれども、これは、これから5日以上ということになるわけですね。

教育長

今までもこの規定はあったところですよ。

センター所長

引き続き5日以上という規定はここの中にありまして、それはあったんですけれども、それ以外にインフルエンザでのやつというのを今回廃止ということですよ。

教育長

5日以上は今後も返金の対象になっていくと。

センター所長

可能性はあるということですね。

岩崎委員

分かりました。

教育長

ほかにございますでしょうか。ご質問はよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

教育長

それでは、報告第20号については、終わりといたします。

◎報告第21号 結城市民情報センター・ゆうき図書館、結城市民文化センター及び結城市鹿窪運動公園施設の指定管理者候補者の選定について

続きまして、報告第21号 結城市民情報センター・ゆうき図書館、結城市民文化センター及び結城市鹿窪運動公園施設の指定管理者候補者の選定について、事務局の説明をお願いいたします。

生涯学習課長

では、12ページになります。

報告第21号 結城市民情報センター・ゆうき図書館、結城市民文化センター及び結城市鹿窪運動公園施設の指定管理者候補者の選定について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和2年10月23日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

13ページをご覧ください。

現在、市民情報センター・ゆうき図書館、市民文化センター、鹿窪運動

公園施設につきましては、公益財団法人結城市文化・スポーツ振興事業団を指定管理者として指定し、施設の維持管理運営を委託をしているところであります。

こちらの指定期間が今年度、令和3年3月31日で指定期間が終了しますので、令和3年4月以降の指定管理者の選定について、現在作業を進めているところですので、その経過報告ということになりますが、現状についてご報告いたします。

まず、1、指定管理者の候補者と選定方法ですけれども、指定管理者の選定につきましては、公募によらず、これは前回同様ということになりますが、公募によらず、公益財団法人結城市文化・スポーツ振興事業団を候補者として、選定委員会において候補者を決定する、選定するという事になります。

指定期間につきましては、結城市民情報センター、ゆうき図書館並びに結城市民文化センターについては令和3年4月1日から5年間、結城市鹿窪運動公園施設につきましては令和3年4月1日から3年間を新たな指定管理期間として指定管理者の委託を行います。

3、指定管理者の指定までのスケジュールということで、まず、令和2年、今年度、9月24日に庁議におきまして、公益財団法人結城市文化・スポーツ振興事業団の今後の在り方に関しての基本方針ということが決定をいたしまして、この3施設につきましては、段階的に民間の事業者、民間活用を含めて、そういった活用も視野に入れて管理運営を行っていくということになりました。

10月1日には、指定管理者候補者の予定者として事業団を指名しております。その旨、10月21日には議員全員協議会に報告をいたしました。

昨日、第1回指定管理者選定委員会を開催しまして、事業団のほうに出席いただいて、申請書の内容の説明、また質疑応答等を行いました。予定では、29日に第2回の指定管理者選定委員会を開く予定でしたが、昨日の選定委員会におきまして、議論も十分行ったということで、昨日、3施設とも指定管理者としての選定の是非につきまして、採決まで行いまして、3施設とも事業団を指定管理者の候補者として選定、決定することを決定いたしました。

この後ですけれども、来月11月20日に予定しています定例教育委員会におきまして、その旨の報告、正式に報告いたしまして、委員の皆様のご意見をいただいた後、11月24日には庁議に報告、12月上旬、12月議会に指定管理者の決定ということで議案を上程いたしまして、議会の議決をいただいて、正式に指定管理者として決定をするということになります。その後、12月下旬に指定管理者に対して、決定その旨を通知するというような流れで進めております。

ですから、来月の定例教育委員会におきまして、その指定に関してご説明をしたいと思いますので、よろしくご報告いたします。以上です。

教育長 事務局より説明がございました。
ご質問等ございましたら、お願いいたします。
赤木委員さん。

赤木委員 教えていただきたいことなのですが、1番の候補者の選定方法ということで、公募によらずという表記があるんですが、今後もずっとこのまま公募によらないで進めていくのか。あるいは、何年か後に、例えば民間の大手なんかやりたいたいというふうにきた場合には、どういうふうに対応するのかということがまず1点。

それから、私、よくこれ分らないんですけども、指定管理者制度を導入するメリットというのはどういうところなんですかね、目的というかメリットというか、どういうことなのか、ちょっとご説明いただければありがたいかな。

生涯学習課長 まず1点目、今回は公募によらずということで実施いたしますけれども、今後の方向性につきましては、まず鹿窪運動公園につきましては、今回3年間の指定管理ということで事業団を選定しましたがけれども、3年後につきましては、民間事業者も含めて公募、募集を行う形になります。その後、アクロス、市民文化センター、情報センターにつきましても、段階的に民間事業者を含めて公募を行うというような考えで進めていきたいと考えております。

指定管理者を行うメリットということですがけれども、基本的にはいわゆる民間活力の導入ですね。民間が持っているノウハウを公共施設の指定管理をすることによって、よりよい管理運営、事業展開を行っていくというのが指定管理者制度のメリットということになります。ただ、本市につきましては、アクロスができた段階で、その管理運営ということで事業団を設置いたしましたので、そういった流れで前々回のときは公募というのも行ったんですけども、やはり事業団の長年積み重ねてきたノウハウですとか経験、また事業展開の継続性ということを考えて、現在は指定管理者については、今回は全て事業団を選定するということになりましたけれども、こちらでも民間の事業のノウハウを生かしていくということで、段階的には民間を含めた公募で、民間のほうに委託というような方向性で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

教育長 よろしいでしょうか。

赤木委員 そうすると、民間に委託をするという場合には、売却するというのではいいんですか。

生涯学習課長 売却ではないです。あくまでも管理の運営を委託ということですね。施設のものは市のもの、市の所有ということになります。

赤木委員 そうすると、我々一般市民から考えると、その事業団とかそういう民間が運営するより市がやっていたほうが使いやすい、そういう気持ちになるのが一般的じゃないかと思うんですが、そこら辺のところは別に支障はな

いんですか。

生涯学習課長 基本的に、指定管理者制度ができたときには、今後そういった施設の在り方については、市が直営でやるか、指定管理者制度を導入するかという二択ということになるわけですがけれども、結城の場合には、基本的には市の直営というよりも、いろんな民間ノウハウですね、そういったものを活用することによって、よりよい管理運営を行っていくという方針のもと、指定管理者制度というものを導入したということになります。

教育長 岩崎委員。

岩崎委員 ちょっと私もよく分からないので教えていただきたいんですが、公益財団法人結城市文化・スポーツ振興事業団というのは、この運営費は公費からということなんだと思うんですけども、どんな感じで運営資金というのは出ているんでしょうか。

生涯学習課長 基本的には、収入に関しては、例えばアクロスでしたら貸館部分の使用料収入であったり、あるいは備品の使用料というのが主な収入ということになります。それに対して、支出部分がいろんな事務費ですとか運営管理経費でかかりますけれども、基本的に収入と支出を比較したときに、基本的には今現在、赤字ということになりますので、赤字部分を補填する形で、その部分を委託料として市から支出するというような形になります。

岩崎委員 現在、その全体の運営費の中で市が支出している割合というのは、どのぐらいになるんですか。

生涯学習課長 館によりますけれども、情報センターは、基本的に収入施設というのが3階の多目的ホール、会議室だけなので、それほど多くありませんので、もうほとんど、恐らく9割近くは市からの委託料です。アクロスで3分の2かそのぐらいが、実際かかっている経費の6割ぐらいが市からの委託料という形になると思います。今ちょっと資料がないんですが。

岩崎委員 分かりました。

教育長 中村委員さん。

中村委員 私は、民間委託は非常にいいと思います。市の財政そのものもかなり軽減されるかもしれませんし。ただ、一般市民にとっては、きっと恐らく使用料が発生すると思うんだよね。例えば民間に委託すると、恐らくそういうふうになると思うんですね。

それから、先ほどこれについては、市長もおっしゃっていましたよね。鹿窪は3年間を今の事業団のほうでやって、これは試行的にやるという意味ですか。それとも何か特別、鹿窪だけ早めに民間のほうにしなきゃならないという何か理由があるんですか。

生涯学習課長 基本的に事業団につきましては、最終的には基本的には民間会社のほうに管理運営をお願いしたいというのがありますので、ただ一遍に民間、施設のほうを同時にやりますと、事業団は事業団で職員もおりますので、そうしたら、じゃ事業団がなくなったときに職員はどうするんだという問題もありますので、そういったことも踏まえて段階的にやっていくというこ

とになります。

中村委員　それと、例えば民間に移行された場合、これは管理運営を民間のほうでやるということは、例えば人事権も民間のほうに移譲されるということになるのかな。

生涯学習課長　基本的に、どういう管理、その中で管理する人事については、その民間でということにはなってくるかと思います。こちらから別に、そこに誰かを派遣するとかということはないかと思います。

中村委員　財産そのものは市のものでずっといくんでしょうから、ある程度は管理担当みたいな市の執行者はいるとは思いますが。

生涯学習課長　所管は、市が全体には所管はしますので、管理者については、こういった運営をしてほしい、こういった業務をしてほしいとかというような、それは仕様書として出して、それに沿って指定管理を受けたところが指定管理を行っていくということになります。

中村委員　了解です。

教育長　そのほか、いかがでしょうか。

ご質問はよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

教育長　それでは、報告第21号については終わりいたします。

これで本日の案件については終了いたします。

慎重なご審議、ご意見いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして令和2年10月教育委員会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後4時06分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員